

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑折町は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び秘密保持などに関する事項を契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

福島県桑折町長

## 公表日

平成28年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	<p>個人住民税は、地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。</p> <p>個人住民税には、市町村が課することができる市町村民税(以後個人市町村民税と称す)と道府県が課することができる道府県民税(以後道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税及び個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」となっていることから、個人市町村民税と合わせて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第295条)</li><li>②納税者、特別徴収事業者からの各種申告資料の受領(地方税法第317条の2等)</li><li>③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)</li><li>④個人住民税の賦課決定、通知書発送、証明書発行</li></ul>
③システムの名称	①個人住民税システム、②収納管理システム、③滞納管理システム、④申告支援システム、⑤国税連携システム、⑥eLtax連携システム、⑦宛名システム、⑧中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
①課税対象者情報ファイル、②課税資料情報ファイル、③課税台帳情報ファイル、④収納情報ファイル、⑤滞納情報ファイル、⑥団体内統合宛名番号ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2第27項及び情報提供者が市町村となる地方税関係情報各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	桑折町税務住民課
②所属長	税務住民課長 八巻 靖之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桑折町(総務課) 桑折町字東大隅18番地 TEL024-582-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桑折町(税務住民課) 桑折町字東大隅18番地 TEL024-582-2114

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

